



Image courtesy of Tourism Western Australia

世界で最もフレンドリーで住みやすい都市のひとつ、パースで事業を立ち上げましょう



西オーストラリア州政府は、同州の経済や雇用、そして文化的多様性への貢献が認められ、評価されているビジネス移民を歓迎いたします。

地中海性の気候や多様性豊かなコミュニティ、そして高い生活水準を誇るパースは、世界で最も住みやすい都市のひとつです。

西オーストラリア州には、国際貿易・国際投資が活発に行われてきた確固たる歴史と、数多くの資源や農産品に支えられた、ダイナミックなビジネス環境があります。また、同州はASX（オーストラリア証券取引所）上場企業の3分の1が本社を置いている地でもあります。移民の方がアクションを起こし、西オーストラリア州で提供されている多岐にわたる事業面で機会を活用するなら、まさに今がチャンスです。

世界人口の約60%と同じ標準時間帯（タイムゾーン）に位置するパースは、グローバルな繋がりが確立された都市であり、そこで暮らして事業を行うのにも適した街です。同市はアジア太平洋地域へのゲートウェイとして特に優れた立地にあり、インドネシアやシンガポール、マレーシア、中国をはじめとする数多くの国や地域への直行便も毎日運航されています。

移民としてこの街を拠点とする方は、ビーチ沿いのエリアやファミリー層の多い地域で暮らすこともできますし、都会の喧騒から離れた地方部の町に住む選択肢もあります。移民の方は州内のどこに定住しても、社交・交流やサポートのためのネットワーク、そして多種多様な背景や宗教を持つコミュニティを見つけることができます。

暫定ビジネスビザ

事業経営もしくは投資を行う移民向けに、様々な一時居住ビザが用意されています。暫定ビジネス [Provisional Business] ビザのための州によるノミネーション（指名）申請料金は、750豪ドルです。

暫定ビジネスビザの種類には、つぎのようなものがあります：

1. ビジネスビザ（サブクラス188） – ビジネスイノベーション・ストリーム

このビザは、以下の条件を満たす移民の方を対象としています：

- 直近4年のうち2年（ともに会計年度）にわたり、当該の各年度の年間売り上げが最低750,000豪ドル以上である主要事業を最大2つまで、規定の割合の所有権を保有するかたちで直接経営してきた
- 事業および個人の純資産として、最低1,250,000豪ドル以上保有している
- 専門・技術・職人労働的なサービスの提供に自身の時間の50%よりも多い時間が割かれている事業には携わっていない

このビザの保有者の大半は、直近3年間のうち少なくとも2年以上にわたり西オーストラリア州で事業を所有・経営して、事業所有権割合や売上、資産、雇用、居住地について適用される諸条件を満たした段階で、サブクラス888ビザおよび永住権を申請することができるようになります。



Small Business
Development Corporation



2. ビジネスビザ (サブクラス188) - 投資家ストリーム

このビザは、以下の条件をすべて満たす移民の方を対象としています：

- 条件を満たす事業の経営または対象となる投資の管理に直接携わった経験が、合計で最低でも3年以上ある
- 直近5年のうち1年（ともに会計年度）にわたり、自らが最低でも10%以上の所有権を保有する事業を直接経営していた、または最低でも250万豪ドル以上相当の投資を直接管理していた
- 直近2年の会計年度の各年度において、事業および個人の純資産として最低250万豪ドル以上を保有していた
- 連邦内務省（Department of Home Affairs：DHA）が指定する通りに、暫定ビザの期間にわたり、特定要件に準拠した250万豪ドルの投資を行うことができる

このビザの保有者の大半は、最低でも3年間にわたり250万豪ドルの「特定要件準拠投資 [Complying Investment]」を行い、その期間中に合計で少なくとも2年以上、西オーストラリア州に居住した段階で、サブクラス888ビザおよび永住権を申請することができるようになります。

このビザや、特定要件準拠投資の制度についての詳細情報は、DHAウェブサイト immi.homeaffairs.gov.au/ にてご確認ください。

3. ビジネスビザ (サブクラス188) - 高額投資家ストリーム

このビザは、ビザ発給の直前に、少なくとも500万豪ドル以上の事業および個人資産を、DHAが指定する通りに特定要件準拠投資の制度の中での投資に融通できる移民の方を対象としています。

このビザの保有者の大半は、ビザの期間中（最低でも連続3年）を通してオーストラリアで特定要件準拠投資を単数または複数行い、その期間中に合計で少なくとも120日以上オーストラリアに居住した段階で、サブクラス888ビザおよび永住権を申請することができるようになります。

このビザや、特定要件準拠投資の制度についての詳細情報は、DHAウェブサイト immi.homeaffairs.gov.au/ にてご確認ください。

4. ビジネスビザ (サブクラス188) - 起業家ストリーム

このビザは、西オーストラリア州で起業活動を行うと提案している移民の方を対象としています。詳細情報は、businessmigration@smallbusiness.wa.gov.au までEメールでお問い合わせのうえ、関心表明 (Expression of Interest：EOI) の申込についてご確認ください。

ビジネス永住ビザ

ビジネス永住権ビザは、州によるノミネーション（指名）合意やDHA（連邦内務省）が定める条件を含む、暫定ビジネスビザの要件を不備なく満たすことができた方に発給されます。

通常、サブクラス188ビザおよびサブクラス888ビザに関する州によるノミネーション要件は、ほとんどの場合、連邦内務省の要件と同じものです。

ビジネス永住権ビザのための州によるノミネーション申請料金は、750豪ドルです。

このビザは、ビジネスイノベーション・ストリーム（サブクラス188）、投資家ストリーム（サブクラス188）、高額投資家ストリーム（サブクラス188）、または起業家ストリーム（サブクラス188）のいずれかのビザの保有者を対象としています。

詳細情報は

ビジネス移民の申請希望者やそのエージェントは、西オーストラリア州政府ウェブサイト businessmigration.wa.gov.au をご覧いただいたうえで、ビジネスビザ・カテゴリーや州によるノミネーション（指名）の申請について自己審査を行うよう推奨されています。なお、既に西オーストラリア州で事業や投資に携わり成功を収めている事業所有者や投資家の方であれば、この冊子にリストされているビザのいずれかについても、申請条件も満たしているかもしれません。

西オーストラリア州へのビジネスビザを申請すると

- 申請の最低要件が、DHA（連邦内務省）の条件と同じである
- 事業活動の中から、要件を満たすものであればどれでも選べる
- 不動産開発事業への参加が可能
- 年齢制限免除 [Age Waiver] または特別推薦 [Special Endorsement] は、ケースバイケースで検討
- 特例的な状況においては、優先審査を要請できる

ビジネス移民センター

[Business Migration Centre]

小規模事業者開発公社

[Small Business Development Corporation]

電話 +61 (08) 6552 3300

businessmigration@smallbusiness.wa.gov.au

businessmigration.wa.gov.au